

2008年8月27日

社団法人 電気通信事業者協会

社団法人 テレコムサービス協会

社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

「フィルタリング普及啓発アクションプラン 2007」に基づく取り組みの成果

および今後の取り組みについて（ISP）

電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会および日本ケーブルテレビ連盟の電気通信事業者4団体では、2006年3月に「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」を策定、その後の取り組みを踏まえ、2007年6月には「フィルタリング普及啓発アクションプラン 2007」を策定し、フィルタリングの認知率を70%以上に引き上げるとともに、利用率を向上させることを柱とした以下のような普及啓発活動に各加盟事業者と共に取り組んでまいりました。

- (1) 新規契約者に送付する書面へのフィルタリングの啓発チラシの同封、自社ホームページ上へのフィルタリングの紹介ページの開設などにより、その利用方法等について周知するとともに、既存ユーザに対してはメールマガジン等によりフィルタリングの利用を働きかけた。
- (2) 総務省、文部科学省及び関係団体が行っている「e-ネットキャラバン」に積極的に講師を派遣するとともに地方自治体等が主催する啓発会議に参加し、フィルタリングに関して周知啓発を行った。
- (3) 一部事業者においては、地方自治体（公立小学校）と連携して、フィルタリングの活用を始めとした安全にインターネットを利用していくために必要となる知識を学ぶことができる授業を実施した。

このような取組の結果、6月13日発表された総務省電気通信サービスモニター調査（2008年1月実施）によると、フィルタリングの認知率は85.8%と前回に比べ19.7ポイント上昇し、あわせて利

用率も上昇しており、昨年策定のアクションプランの目標を達成することができました。

青少年のインターネット利用については、有害情報等に巻き込まれた子どもの被害が後を絶たないなど深刻な状況が続いていることから、電気通信事業者4団体では、加盟各社とともに、引き続きフィルタリングの普及啓発に取り組んでまいります。また、フィルタリングはインターネット上の有害情報対策の有効な手段のひとつではありますが、インターネットを利用される皆様自身の意識の向上が欠かせないことから、引き続き政府、地方自治体、学校などが主催する講演会、セミナーなどへの講師派遣など、安全・安心なインターネット利用のための活動にも取り組んでまいります。

なお、本アクションプランの見直し等については、2008年6月成立した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(2009年6月までに施行)に基づき策定される基本計画の内容等を踏まえて再度検討することとし、それまでの間は引き続き本アクションプランに基づく取り組みを進め、フィルタリングのさらなる普及啓発に努力してまいります。

以上